

國民優生法の一部施行と同法施行令の公布

公布

昨昭和十五年第七十五回帝國議會の協贊を経たる國民優生法については本誌第一卷第二號本欄所載の如くであるが、今般その一部施行期日に關する勅令並に同法施行令は昭和十六年六月七日付官報を以て、又同法施行規則は六月十一日付官報を以て夫々公布せられ、七月一日よりいよいよ施行を見ることゝなつた。之を掲ぐれば以下の如くである。

國民優生法ノ一部施行期日ニ關スル件

(昭和十六年六月六日勅令第六百八十號)

國民優生法ハ第六條ノ規定ヲ除クノ外昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

國民優生法施行令 (昭和十六年六月六日勅令第六百八十一號)

第一條 國民優生法第二條ノ優生手術ハ生殖腺ヲ除去スルコトナクシテ精子ノ精管ヲ通過シ又ハ卵子ノ卵管ヲ通過スルコトヲ終身不能ナラシムルコトヲ目的トスル手術トシ其ノ術式ハ厚生大臣之ヲ定ム
第二條 中央優生審査會ハ厚生大臣、地方優生審査會ハ地方長官ノ監督ニ屬シ國民優生法ノ定ムル所ニ依リ其ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ調査審議ス

第三條 中央優生審査會ハ厚生省ニ之ヲ置ク

地方優生審査會ハ道府縣毎ニ之ヲ置キ道府縣ノ名ヲ冠ス

第四條 中央優生審査會及地方優生審査會ハ會長及委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五條 中央優生審査會ノ委員ハ二十人以内トシ地方優生審査會ノ委員ハ十人以内トス

特別ノ事項ヲ調査審議スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 會長、委員及臨時委員ハ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ中央優生審査會ニ在リテハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ地方優生審査會ニ在リテハ厚生大臣之ヲ命ズ

第七條 會長ハ會務ヲ總理ス
會長事故アルトキハ中央優生審査會ニ在リテハ厚生大臣ノ指名スル委員、地方優生審査會ニ在リテハ地方長官ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第八條 中央優生審査會及地方優生審査會ニ幹事ヲ置ク
中央優生審査會ノ幹事ハ厚生大臣ノ奏請ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ命ジ地方優生審査會ノ幹事ハ厚生大臣之ヲ命ズ

第九條 中央優生審査會及地方優生審査會ニ書記ヲ置ク
中央優生審査會ノ書記ハ厚生大臣、地方優生審査會ノ書記ハ地方長官之ヲ命ズ

第十條 中央優生審査會又ハ地方優生審査會ハ國民優生法第八條第二項又ハ第十條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣又ハ地方長官ヨリ其ノ意見ヲ徵セラレタルトキハ文書ヲ以テ答申スベシ

第十一條 優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者國民優生法第十一條第二項ノ規定ニ依リ中央優生審査會又ハ地方優生審査會ニ出頭シタルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ旅費ヲ給スルコトヲ得

第十二條 國民優生法第八條ノ決定並に同法第十條ノ却下、取消及決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第十三條 優生手術ニ關スル費用ハ國庫ノ負擔トス
厚生大臣優生手術ヲ行フベキモノト認ムル旨ノ決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ厚生大臣、地方長官優生手術ヲ行フベキモノト認ムル旨ノ決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ地方長官優生手術ヲ受クル者又ハ其ノ父母若ハ配偶者ニシテ其ノ申請ヲ爲スコトヲ得ルモノ若ハ其ノ申請ニ付同意ヲ得ルコトヲ要ストセラレタルモノガ優生手術ニ關スル費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔スル資力ヲ有スト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ者ヲシテ其ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得但シ國民優生法第六條ノ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十四條 前條ノ優生手術ニ關スル費用ハ左ノ各號ニ掲グル費用トス
一 優生手術ヲ受クル者ノ旅費及附添人ヲ必要トスル場合ハ其ノ附添人ノ旅費
二 生殖能力有無ノ検査ニ要スル費用
三 手術料
四 入院料

前項ノ費用ニ關シ必要ナル事項ハ厚生大臣之ヲ定ム
附 則

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第十三
條第二項但書ノ規定ハ國民優生法第六條施行ノ日ヨリ
之ヲ施行ス

國民優生法施行規則 (昭和十六年六月十一日
厚生省令第二十二號)

第一條 優生手術ノ術式ハ左ニ掲グルモノトス

一 精管切除結紮法 (精管ヲ約二種以上切除シ各斷
端ヲ結紮ス)

二 精管切離變位法 (精管ヲ切離シ其ノ斷端ヲ結紮
シテ變位固定ス)

三 卵管壓挫結紮法 (卵管ヲ凡ソ中央部ニ於テ係蹄
トナシ其ノ兩脚ヲ壓挫鉗子ヲ以テ壓挫シ其ノ部ニ
結紮ヲ施ス)

四 卵管間質部楔狀切除法 (卵管映ヲ結紮切斷シ
タル後子宮角ニ楔狀切開ヲ施シテ間質部ヲ除去
シ原則トシテ殘存ノ卵管斷端ヲ廣韌帶内ニ埋沒
ス)

五 卵管全別除法 (子宮角ニ近接スル部位ニ於テ卵
管ヲ結紮シ其ノ外方ヲ全別除シ殘存ノ卵管斷端ヲ
原則トシテ腹膜ニテ被覆ス)

第二條 國民優生法 (以下法ト稱ス) 第三條第一項各
號ノ一ニ該當スル疾患ハ概ネ別表ニ掲グルモノト
ス

第三條 法第五條ニ規定スル命令ヲ以テ定ムル醫師ハ
左ノ者トス

- 一 官立病院ノ長
- 二 道府縣立病院ノ長

三 地方長官ノ指定スル醫師

第四條 法第七條第一項ノ申請書ハ様式第一號ニ依
リ、同條第二項ノ健康診斷書、調査書及證明書ハ様
式第二號ニ依ルベシ

第五條 法第八條第三項及第十條第三項ノ通知ハ優生
手術ノ申請ヲ爲スコトヲ得ル者ニ對シテハ國民優生
法施行令第十二條ノ決定書ノ正本ヲ、其ノ他ノ者ニ
對シテハ其ノ謄本ヲ送付シテ之ヲ爲スベシ

第六條 法第九條ノ不服ノ申立ハ其ノ理由ヲ具シ文書
ヲ以テ其ノ決定ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シ之ヲ爲
スベシ

第七條 前條ノ申立書ヲ受理シタル地方長官ハ其ノ決
定書並ニ地方優生審査會ノ答申書其ノ他ノ關係書類
ヲ添附シ之ヲ厚生大臣ニ送付スベシ

第八條 厚生大臣又ハ地方長官法第十一條第二項ノ規
定ニ依リ優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者ヲシテ出頭
セシメ又ハ健康診斷ヲ受ケシメントスルトキハ様式
第三號ニ依ル出頭通知書又ハ健康診斷通知書ヲ其ノ
者ニ對シ交付スベシ

中央優生審査會又ハ地方優生審査會ノ會長審査ノ爲
優生手術ヲ受クルコトヲ得ル者ヲシテ出頭ノ上事實
ヲ申述セシムル必要アリト認ムルトキハ又ハ醫師ノ
健康診斷ヲ受ケシムルノ必要アリト認ムルトキハ其
ノ旨厚生大臣又ハ地方長官ニ申出ヅベシ

第九條 優生手術ヲ行フベキモノト認ムル決定シ
タルトキハ厚生大臣又ハ地方長官ハ優生手術ヲ受ク
ルコトヲ得ル者ニ對シ様式第四號ノ優生手術命令書
ヲ交付ス

厚生大臣又ハ地方長官ハ前項ノ命令書ノ謄本ヲ其ノ

優生手術ヲ行ハシムベキ醫師ニ送付スベシ

第十條 法第十三條第二項ノ醫師ハ優生手術ニ付知識
經驗アル者ノ中ヨリ地方長官ニ於テ指定スルモノト
シ場所ハ官立病院、道府縣立病院又ハ地方長官ニ於
テ特ニ指定スル病院若ハ診療所トス

第十一條 醫師必要アリト認ムルトキハ優生手術ノ實
施ノ前後ニ於テ優生手術ヲ受クル者ノ生殖能力ノ有
無ヲ検査スベシ

第十二條 醫師優生手術ヲ受クベキ者生殖不能ナルコ
トヲ知リタル場合又ハ手術不能ト認ムル場合ハ手術
ヲ停止シ速ニ様式第五號ニ依リ地方長官ニ報告スベ
シ

第十三條 前條ノ報告アリタル場合地方長官ニ於テ優
生手術ヲ中止スルヲ適當ト認ムルトキハ様式第六號
ニ依リ法第八條第三項ノ規定ニ依リ通知スベキ者ニ
對シ其ノ旨ヲ、其ノ實施ヲ延期スルヲ適當ト認ムル
トキハ様式第七號ニ依リ本人ニ對シ其ノ旨ヲ通知ス
ベシ

前項ノ場合ニハ第九條第二項ノ規定ヲ準用ス
第一項後段ノ場合ニ於テ地方長官其ノ者ニ對シ更ニ
優生手術ヲ行ハントスルトキハ第九條ノ規定ヲ準用
ス

第十四條 法第十三條第三項ノ規定ニ依ル報告ハ手術
後二十日以内ニ様式第八號ニ依リ之ヲ爲スベシ

第十五條 地方長官ハ様式第九號ニ依ル優生手術臺帳
ヲ作製シ之ヲ保存スベシ

第十六條 法第十六條ノ行政官廳ハ其ノ手術又ハ處置
ヲ行フ場所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官 (東京府ニ
在リテハ警視總監) トス

第十七條 法第十六條第一項ノ規定ニ依リ届出ヲ要ス

ル手術又ハ處置ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル手術又ハ處置トス但シ惡性腫瘍又ハ兩側副辜丸結核ニ對スルモノヲ除ク

一 生殖ヲ不能ナラシムルコトヲ目的トスル手術又ハ放射線照射

二 生殖器ニ對スル手術ニシテ結果トシテ生殖ガ不能トナルコトヲ豫想シ得ルモノ

三 生殖器又ハ其ノ附近ニ對スル放射線照射ニシテ結果トシテ生殖ガ不能トナルコトヲ豫想シ得ルモノ

四 妊娠中絶ヲ目的トスル手術又ハ處置(人工早産又ハ子宮外妊娠ニ對スル手術又ハ處置ヲ含マズ)

五 生殖器ニ對スル手術ニシテ結果トシテ妊娠中絶ヲ豫想シ得ルモノ

六 生殖器又ハ其ノ附近ニ對スル放射線照射ニシテ結果トシテ妊娠中絶ヲ豫想シ得ルモノ

醫師前項ノ手術又ハ處置ヲ行ハントスルトキハ其ノ手術又ハ處置ヲ行ハントスル日ノ前日迄ニ様式第十號ニ依リ所轄警察署長ヲ經由シ届出ツベシ

法第十六條第三項ノ届出ハ前項ニ準ジ其ノ手術又ハ處置ヲ行ヒタル日ヨリ二日以内ニ之ヲ爲スベシ

附 則

本令ハ昭和十六年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

別 表

一 遺傳性精神病

精神分裂病

躁鬱病

眞性癲癇

二 遺傳性精神薄弱

精神薄弱(白痴、痴愚、魯鈍)

三 遺傳性病的性格

分裂病質

循環病質

癲癇病質

四 遺傳性身體疾患

遺傳性進行性舞蹈病

遺傳性脊髓性運動失調症

遺傳性小腦性運動失調症

筋萎縮性側索硬化症

脊髓性進行性筋萎縮症

神經性進行性筋萎縮症

進行性筋性筋榮養障礙症

筋緊張病

筋痙攣性癲癇

遺傳性震顫症

家族性小兒四肢麻痺

痙攣性脊髓麻痺

強直性筋萎縮症

先天性筋緊張消失症

先天性軟骨發育障礙

多發性軟骨性外骨腫

白兒

魚鱗癬

多發性軟性神經纖維腫

結節性硬化症

色素性乾皮症

先天性表皮水泡症

先天性ボルフィン尿症

先天性手掌足蹠角化症

遺傳性視神經萎縮

網膜色素變性

黃斑部變性

網膜膠腫

先天性白內障

全色盲

牛眼

黒内障性白痴

先天性眼球震盪

青色鞏膜

先天性聾

遺傳性難聽

血友病

五 遺傳性畸形

裂手、裂足

指趾部分的肥大症

顔面披裂

先天性無眼球症

囊性脊髓披裂

先天性骨缺損症

先天性四肢缺損症

小頭症

年 月 日 調査	遺 傳		氏 名	年 齡	住 所	病 名	備 考
	優生手術ヲ受ケントスル者	本人ノ血族中遺傳病ニ罹レル者					
	配偶者(又ハ、配偶者タルベキ者)	配偶者(又ハ、配偶者タルベキ者)			本人		
	配偶者(又ハ、配偶者タルベキ者)	配偶者(又ハ、配偶者タルベキ者)					
	中遺傳病ニ罹レル者	中遺傳病ニ罹レル者					

調査者 氏 名 印

記載注意

- 一 現在ノ精神状態欄ニ於ケル普通、心神耗弱、心神喪失ノ別ハ大體次ノ標準ニ依ルコト、心神喪失トハ確實ニ精神病ナリト診断セラルルモノ其ノ他顯著ナル精神病及高度ナル精神薄弱(白痴及重症痴愚)ノ類トシ、心神耗弱トハ症状強度ナル病の性格及程度ナル精神薄弱(輕症痴愚及癡鈍)ノ類トス
- 二 優生手術結果ヲ知證明書ハ參考條文法第七條參照ノ上本人、配偶者、父、母、其ノ他必要トセラレタル者ニ對シテ知セシメ其ノ氏名ヲ記入スルコト
- 三 遺傳調査中本人ノ血族中遺傳病ニ罹レル者ノ欄ニハ遺傳病ニ罹リタル者ハ勿論自殺者、行衛不明者、犯罪者、酒亂者等ニ付テモ氏名、年齢、續柄ヲ記入シ罹病者ニ付テハ其ノ病名(病名不明ノ者ハ其ノ事實)ヲ病名欄ニハ自殺者、行衛不明者等ニ付テハ備考欄ニ其ノ事實ヲ記入スルコト
- 四 遺傳調査書ハ手術ヲ受ケントスル者又ハ其ノ家族又ハ健康診断ヲナシタル醫師ニ於テ記入スルコト

參考條文 (略)

様式第三號ノ一

(番 號)

出 頭 通 知 書

住所氏名年齢性別

右之者國民優生法第十一條第二項ノ規定ニ依リ 優生審査會ノ審査ノ爲

必要アルニ付左記ニ依リ本通知書持參ノ上出頭スベシ

年 月 日

厚生大臣(北海道廳長官) 氏 名 印

出頭スベキ日時

出頭スベキ場所

注意事項

- 一 出頭シタルトキハ旅費ヲ支給スルヲ以テ當日印鑑ヲ持參スルコト
- 二 止ムヲ得ザル事故ニ依リ出頭シ能ハザル時ハ其ノ理由ヲ具シテ直ニ届出ヅルコト

參考條文 (略)

様式第三號ノ二

(番 號)

健 康 診 斷 通 知 書

住所氏名年齢性別

右之者國民優生法第十一條第二項ノ規定ニ依リ 優生審査會ノ審査ノ爲必要アルニ付左記ニ依リ本通知書呈示ノ上健康診断ヲ受クベシ

年 月 日

厚生大臣(北海道廳長官) 氏 名 印

健康診断ヲ受クベキ日時

健康診断ヲ受クベキ場所

健康診断ヲ行フ醫師

注意事項

- 一 止ムヲ得ザル事故ニ依リ健康診断ヲ受ケ得ザルトキハ其ノ理由ヲ具シテ直ニ届出ヅルコト

參考條文 (略)

様式第四號

(番號)

優生手術命令書

住所氏名生年月日

右之者國民優生法第十三條第一項及第二項ノ規定ニ依リ左記ニ依リ優生手術ヲ受クベシ

年 月 日

厚生大臣(北海道廳長官) 府縣知事 氏 名 印

優生手術ヲ受クベキ場所

優生手術ヲ行フ醫師

優生手術豫定日

入院スベキ日時

優生手術ノ費用

全額國庫負擔
金 圓 ヲ ノ負擔スルヲ以テ 月 日迄 ニ支拂フベシ

様式第五號

(番號)

優生手術停止報告書

住所氏名
年齢性別

疾患名

入院 年 月 日 退院 年 月 日

手術停止理由

將來手術實施ニ對スル意見
將來手術ヲ必要トセズ。ケ月間優生手術ヲ延期スルコトヲ要ス

右之理由ニ依リ優生手術ヲ停止候間此段御報告申上候也

年 月 日

住所

醫師 氏 名 印

北海道廳長官 府縣知事 氏 名 殿

記載注意

- 一 欄外ノ番號ニハ優生手術命令書番號ヲ記入スルコト
- 二 疾患名ハ優生手術該當遺傳性疾患名ヲ記入スルコト

參考條文 (略)

様式第六號

(番號)

優生手術中止通知書

住所氏名
年齢性別

右之者ノ優生手術實施ヲ左ノ理由ニ依リ中止ス

年 月 日

北海道廳長官 府縣知事 氏 名 印

手術中止理由

參考條文 (略)

様式第七號

(番號)

優生手術延期通知書

住所氏名
年齢性別

右之者ノ優生手術實施ヲ左ノ理由ニ依リ延期ス

年 月 日

北海道廳長官
府縣知事 氏 名 印

手術延期理由

延期期間

參考條文〔略〕

樣式第八號

(番號)

優生手術實施經過報告書

住所氏名	住 所	年 齡	疾 患 名	手術ヲ行ヒタル場 所	入院及退院年月日	手術ヲ行ヒタル 日 時	術式及經過	合併症及其ノ經過	特 別 處 置	檢 査	費 用	備 考
					入院 年 月 日 退院 年 月 日	年 月 日						右報告候也 年 月 日

北海道廳長官
府縣知事 氏 名 殿

住所

醫師 氏 名 印

記載注意

- 一 術式及經過欄ニハ實施セル術式ヲ國民優生法施行規則第一條ニ依ル術式名ニ依リ記入シ且手術ノ經過ヲ記入スルコト但シ女子ニ在リテハ禁式腹式等ノ別ヲモ記入スルコト
- 二 検査欄ニハ手術禁忌ノ有無、生殖能力ノ有無等ニ關スル検査成績ヲ記入スルコト
- 三 合併症及其ノ經過欄ニハ合併症ノ種類、程度、治療マデノ日數ヲ記入スルコト
- 四 特別處置欄ニハ合併症ニ對スル特別處置等優生手術ノ爲特ニ必要トシタル處置ヲ行ヒタルトキハ其ノ事實ヲ成ル可ク詳細ニ記入スルコト
- 五 費用欄ニハ本人等ノ負擔スベキ費用ノ支拂アリタリヤ否ヤニツキ記入スルコト
- 六 備考欄ニハ退院時又ハ報告時ニ於ケル本人ノ狀態豫後等ニ關シ記入シ特ニ入院日數方豫定ヨリ經過シタル場合ニ在リテハ其ノ理由ヲ説明スルコト

參考條文〔略〕

樣式第九號

(番號)

優生手術臺帳

申請書ニ關スル事項	申請年月日	優生手術ヲ受ケントスル者	本籍地 住 所 現住所	氏 名 生 年 月 日 性 別	申請理由	國民優生法第三條第二項及同法第五條第六項	疾 患 名	申請者	住 所 手術ヲ受ケタル者トノ續柄	氏 名	申請文ハ同意法ノ根據	同意者

健康診断書及手術結果了知證明書ニ關スル事項	手術費用	費用負擔能力	負擔額	負擔者氏名
	健康診断書及手術結果了知證明書ニ關スル事項	診斷及證明年月日	診斷及證明所氏名	
診斷名	發病後ノ經過	當時ノ精神狀態	手術結果ヲ了知セル者ノ氏名	本人、配偶者、父母、其ノ他
遺傳調査書ニ關スル事項	氏名	年齢續柄	病名又ハ症狀	備考
手術ヲ受ケントスル者	本人ノ血族中遺傳病ニ罹レル者	配偶者(又ハ配偶者タルベキ者)	配偶者(又ハ配偶者タルベキ者)ノ血族中遺傳病ニ罹レル者	
出頭通知書ニ關スル事項	出頭スベキ日時	出頭スベキ場所	費用辨償	健康診断通知書ニ關スル事項
健康診断ヲ受クベキ醫師	健康診断ヲ受クベキ場所	健康診断通知書ニ關スル事項	通知年月日	

地方優生審査會ニ關スル事項	答申年月日	答申内容	優生手術可、不可
優生手術可否決定通知	不服申立	不服申立	申立年月日
優生手術命令書ニ關スル事項	優生手術命令書ニ關スル事項	優生手術命令書ニ關スル事項	命令年月日
優生手術停止報告書ニ關スル事項	優生手術停止報告書ニ關スル事項	優生手術停止報告書ニ關スル事項	停止報告年月日
優生手術延期通知書	優生手術延期通知書	優生手術延期通知書	通知年月日
優生手術中止通知書	優生手術中止通知書	優生手術中止通知書	通知年月日
費用	費用金額	費用金額	圓
入院及退院年月日	入院年月日	退院年月日	
將來優生手術ヲ必要トセス。今後ケ月間延期スルコトニ關スル意見ヲ要ス	將來優生手術ヲ必要トセス。今後ケ月間延期スルコトニ關スル意見ヲ要ス	將來優生手術ヲ必要トセス。今後ケ月間延期スルコトニ關スル意見ヲ要ス	
手術ヲ行フ醫師ニ對シ右命令書寫ヲ送付セル年月日	手術ヲ行フ醫師ニ對シ右命令書寫ヲ送付セル年月日	手術ヲ行フ醫師ニ對シ右命令書寫ヲ送付セル年月日	
手術豫定日	手術費	負擔額	負擔者氏名
手術場	手術場	手術場	
手術ヲ行フ醫師	手術ヲ行フ醫師	手術ヲ行フ醫師	
手術ヲ受クベキ場所	手術ヲ受クベキ場所	手術ヲ受クベキ場所	
厚生大臣ノ決定ニ關スル事項	厚生大臣ノ決定ニ關スル事項	厚生大臣ノ決定ニ關スル事項	
不服申立	不服申立	不服申立	
不服申立人氏名及本人トノ續柄	不服申立人氏名及本人トノ續柄	不服申立人氏名及本人トノ續柄	
厚生大臣ニ不服申立書及關係書類送付日時	厚生大臣ニ不服申立書及關係書類送付日時	厚生大臣ニ不服申立書及關係書類送付日時	

衛生手術實施經過報告
書ニ關スル事項
報告年月日
手術ヲ行ヒタル
醫師住所氏名

手術ヲ行ヒタル場所	入院及退院年月日	手術ヲ行ヒタル日時	術式及經過	合併症及其ノ經過	特別處置	檢査	手術費用 總額金 圓内金 圓 ヨリ 年月 日納收ス
-----------	----------	-----------	-------	----------	------	----	------------------------------

様式第十號
(番號)

國民優生法第十六條ニ關スル届出書		住所氏名年齢性別	病名	手術又ハ處置ノ別 生殖不能ナラシムル手術 妊娠中絶	施行豫定日時	意見ヲ聽取セル他ノ醫師ノ氏名、住所、意見、日時	備考
年 月 日	氏 名 股	住所 醫師 氏 名 節	住所	氏 名 所	氏 名 所	聽取年月日	

記載注意
一 特ニ急務ヲ要スル爲ニ事前ノ届出ヲサザリントキハ急務ヲ必要トシ理由ヲ備考欄ニ、施行セル日時ヲ施行後定欄ニ記入スルコト又他ノ醫師ノ意見ヲ聽クニ能ハザリントキハ其ノ理由ヲ備考欄ニ記入スルコト注意 本届書ハ所轄警察署長ヲ經由スルコト
参考條文 (略)

結核豫防法樺太施行令の公布

結核豫防法樺太施行令は昭和十六年六月六日付官報を以て勅令第六百八十二號として公布せられたが、之を掲ぐれば次の如くである。

結核豫防法樺太施行令 (昭和十六年六月六日 勅令第六百八十二號)

- 第一條 結核豫防法ハ第四條第二項、第五條第二項後段、第十一條及第十二條ノ規定ヲ除ク外之ヲ樺太ニ施行ス
- 第二條 結核豫防法中主務大臣又ハ地方長官トアルハ樺太廳長官トス
- 第三條 結核豫防法第七條第一項中前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所トアルハ樺太廳結核療養所又ハ前條ノ規定ニ依リ設置スル結核療養所トス
- 第四條 國庫ハ結核豫防法第四條第一項第二號ノ規定ニ依リ從業禁止又ハ第七條第一項及前條ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハザル者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ其ノ生活費ヲ補給ス
- 第五條 前條ノ規定ニ依リ生活費ノ補給ヲ受クベキ者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ限ル
 - 一 從業ヲ禁止セラレタル者
 - 二 從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ルモノ但シ養子ハ家督相續人ニ限ル
 - 三 前號ニ掲グル者ヲ除クノ外從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ニ依リ扶養ヲ受クベキ者ニシテ從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ルモノ
- 第六條 生活費ノ補給ハ生活費ノ補給ヲ受ケントスル者ノ申請ニ依リ樺太廳長官ニ於テ其ノ許否ヲ決定ス
- 第七條 生活費ノ補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 第八條 生活費補給ノ程度、方法、期間、廢止及停止ニ關スル事項ハ樺太廳長官ニ於テ之ヲ定ム
- 第九條 結核豫防法施行令第十三條乃至第十七條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 第十條 結核豫防法施行令中地方長官トアルハ第六條第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外樺太廳長官トス
- 第十一條 結核豫防法施行令第五條中結核療養所ヲ設置スル公共團體トアルハ國庫又ハ結核療養所ヲ設置スル公共團體トシ同令第六條第二項中地方長官又ハ市町村長トアルハ市町村長トス

附 則
本令ハ昭和十六年六月二十日ヨリ之ヲ施行ス